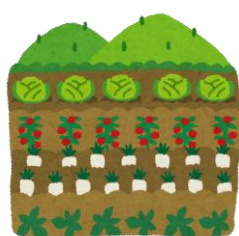


農地転用の前には地域計画の変更を！

地域計画を策定して以降、農振除外及び農地転用の許可申請するためには、原則として**事前に地域計画を変更し、対象農地を地域計画区域から除外すること**が必要になりました。



【農振農用地の場合】

新たに追加

地域計画変更

今までの手続き

農振除外

農地転用

【農振農用地以外の場合】

地域計画変更

農地転用

農地転用をご検討する際は、必ずお早めにご相談ください。
申出の方法や受付期間等は町ホームページをご確認ください。



農地パトロールを実施します！

農業委員、農地利用最適化推進委員が町内の農地を見回り、農地の状況を確認する「農地パトロール」を実施しています。

期間中は各地区担当の委員が農地内へ立ち入る場合もありますので、所有者および耕作者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

●実施期間

令和7年8月20日（水）～令和7年9月30日（火）

●確認する内容

遊休農地が解消されているか、新たに遊休化した農地はないか
許可なく農地以外の利用をしていないか 等



【問い合わせ先】 桑折町農業委員会 電話：024-582-2126